

埼玉県若年性認知症自立支援ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 若年性認知症の人に対して発症初期から高齢期まで本人の状態にあわせた適切な支援が受けられるよう、医療、介護、福祉、雇用の関係者が連携する若年性認知症自立支援ネットワークを埼玉県内に構築するため、埼玉県若年性認知症自立支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 若年性認知症の人への支援に関わる人や機関等が情報を共有できる仕組みづくりの検討
- (2) 若年性認知症の人への支援に係るケース会議、事例研究等の実施
- (3) 若年性認知症の人への支援に資する福祉サービス等の資源の共有化や各種助成金等に係る情報発信
- (4) 企業や福祉施設等に対し若年性認知症の理解促進を図るためのパンフレットの作成
- (5) その他若年性認知症の人の支援に資する事業

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、委員の互選とする。

3 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 医療関係者（認知症サポート医など認知症ケアに詳しい医師）
- (2) 認知症の本人・家族関係者
- (3) 有識者
- (4) 介護事業者
- (5) 認知症地域支援推進員
- (6) 障害者就労支援関係者
- (7) 若年性認知症支援コーディネーター

4 議長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委員を追加することができる。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 ネットワーク会議は、議長が招集し、これを主宰する。ただし、議長不在のときは、埼玉県福祉部地域包括ケア課長が招集する。

2 議長は、必要あると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 ネットワーク会議の庶務は、埼玉県福祉部地域包括ケア課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年11月10日から施行する。
- 2 平成22年度埼玉県若年性認知症自立支援ネットワーク会議設置要綱（平成22年12月15日高齢介護課長決裁）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成29年12月 7日から施行する。
- 5 この要綱は、令和4年4月 1日から施行する。